

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 10 月 15 日

株式会社M J E

代表取締役社長 大知 昌幸

問合せ先 専務取締役 管理本部長 竹中 洋介

T E L 0 6 — 6 2 5 3 — 7 7 0 1

U R L [https : //www.mjeinc.co.jp](https://www.mjeinc.co.jp)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの強化は経営上の重要課題であると認識しております。そのため、社内管理体制の強化と充実を図ることで、コンプライアンスを重視した企業経営を促進し、経営の健全性及び透明性の強化並びに機動的な意思決定と業務執行を実現してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大知 昌幸	302,000	26.72
株式会社あやめ家 代表取締役 大知 梨恵	301,000	26.63
株式会社SHIBUTANIホールディングス 代表取締役 渋谷 守浩	300,000	26.54
MJE 従業員持株会 理事長 武中 駿	59,000	5.22
京セラドキュメントソリューションズジャパン 株式会社 代表取締役社長 池田 幸生	50,000	4.42
根岸 由次	43,000	3.80
弓場 昭大	40,000	3.53
竹中 洋介	17,000	1.50
松村 博和	6,000	0.53
小木曾 正人	3,000	0.26

支配株主名	大知 昌幸 株式会社あやめ家
-------	-------------------

親会社名	該当事項はありません。
------	-------------

補足説明

支配株主である大知昌幸は当社の代表取締役社長です。 支配株主である株式会社あやめ家は大知昌幸の同族の資産管理会社です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との取引は原則として行っておりませんが、取引が発生する場合には、関連法規に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議したうえで、意思決定を行い、少数株主の保護に努めております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小木曾 正人	他の会社の出身者／公認会計士／税理士／											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小木曾 正人	—	—	公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する高度な専門知識や豊富な経験を有しており、当社の経営全般に関する助言を受けることができるものと判断し、社外取締役として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員の員数	3名以内
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役協議会は、原則として月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役協議会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、実効性を高めるため、内部監査担当および会計監査人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行う三様監査を行い、各監査の実効性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
武田 安功	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に 関する補足説明	選任の理由
武田 安功	—	—	金融関係の業務に長年携わってきた経験と経営者としての豊富な実績により、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えていることから、社外監査役として、これらの経験・見識に基づく客観的、専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役および従業員の企業価値・株主価値向上に対するインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を当社に確保することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	役員、従業員
-----------------	--------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。 取締役および監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役個別の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で過年度の報酬実績、個々の役割、管掌部門の業務執行状況に鑑みて、取締役会の決議による委任に基づき、取締役報酬については代表取締役社長が役員報酬内規に従って、監査役報酬については監査役協議会が決定しており
--

ます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会・監査役協議会の運営に関して、社外取締役・社外監査役が適切な職務遂行が行えるよう取締役会事務局（経営企画部）が適宜サポートしております。取締役会・監査役協議会の開催に当たっては、社外取締役・社外監査役に対し、資料の事前配布を行い、重要な議案等に関しては必要に応じて内容説明を行うなど情報提供に努めております

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

取締役会は取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、月1回の定時取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には監査役の出席の下、各取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性を確保するため、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役

当社は監査役2名（うち社外監査役1名）で構成されております。監査役は取締役会に出席し、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監視するとともに、適宜必要な意見を述べています。また、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。その他、監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と定期会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長の指名を受けた内部監査担当者2名が内部監査を実施しております。内部監査計画に基づき、グループ全体の監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門の改善指導・改善状況を確認し、内部監査の実効性の向上に努めております。

(4) 会計監査

当社は Amaterasu 有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。

また、同監査法人を2025年6月に当社の会計監査人として選任しています。

(5) 当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下「非業務執行取締役」という。）、監査役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役、監査役又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び企業規模を考慮し、現状のコーポレート・ガバナンス体制が、適切かつ機動的な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、社外監査役の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の内容等を十分に検討した上で、議決権を行使できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆さまをはじめ全てのステークホルダー対して、適時適切な情報開示、説明責任を果たすことは上場企業の責務であると考え、当社ホームページ内に IR 専用ページを設け、当社の経営・事業活動について積極的に開示する方針を作成し、公表する予定です。
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報等を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	社長室を担当部署として IR 活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、適時開示規程、適時開示マニュアル、広報管理規程を定めており、ステークホルダーの立場を尊重し、有用であると判断される場合には積極的かつ公平な開示を行う方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR／SDGs への取り組みは、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する情報提供を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの皆様に対し東京証券取引所の定める適時開示規則に準じた、迅速かつ正確な情報開示を行います。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、子会社を含む当社グループの業務の適性を確保するための内部統制システムの基本方針を2019年2月の取締役会で決議しております。

会社法の定めによる取締役の善管注意義務と忠実義務に基づきリスク管理体制として、取締役及び監査役の職務等に関する事項を定め法令、定款、取締役会規程に適合するための整備を行っております。当該規定内では役員の責務、禁止事項、社外役員の独立性に関する基準を定めております。

取締役がリスク状況を適切に把握する体制として、リスクマネジメント委員会、情報セキュリティ委員会、コンプライアンス推進委員会を設置しリスクマネジメント委員会、情報セキュリティ委員会は毎月開催しコンプライアンス推進委員会は年4回開催しております。

また、金融商品取引法の定めによる財務諸表の信頼性の担保を実現する体制として、4つの目的（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）と6つの基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）が内部統制の有効性の判断の規準となる基本的な要素として捉え、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努め業務の適正性を確保し財務諸表の信頼性を担保する体制整備を行っております。

当社グループは、会社法及び関係法令に則り、内部統制全般の整備及び運用の充実を今後も目指して参ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、子会社を含む当社グループの企業価値を守るために「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を2015年に制定し、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定めており当社の全役員、従業員に周知徹底し定期的な社内研修と外部講師を招いて対応訓練を実施しております。当社は反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応できる体制を整備しております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況としては、新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年に1回、反社チェックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むものとしております。

V. その他

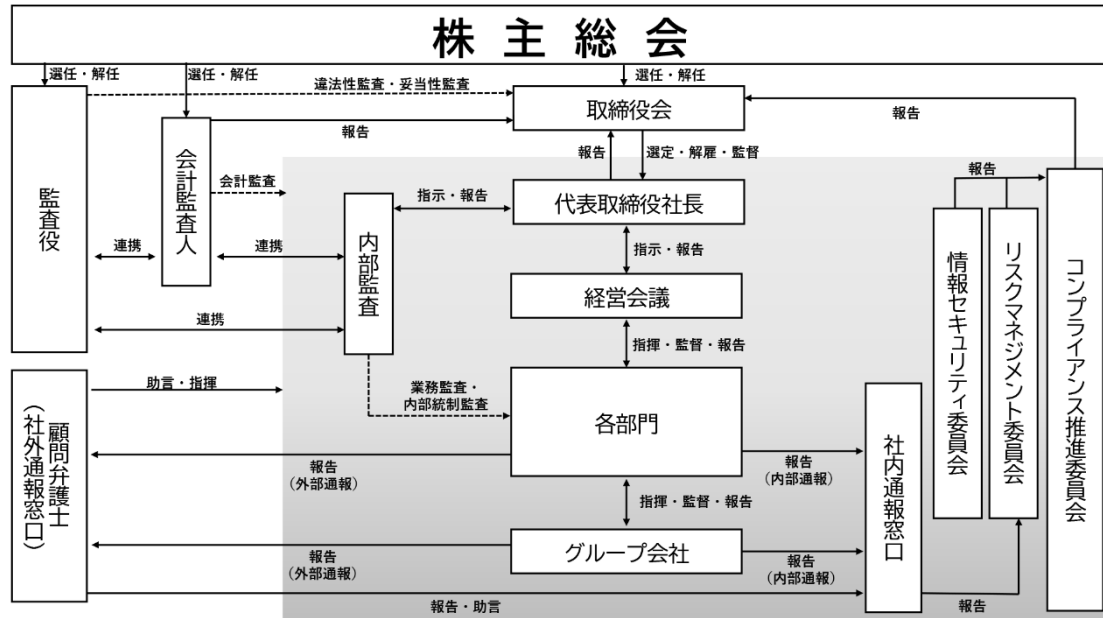
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

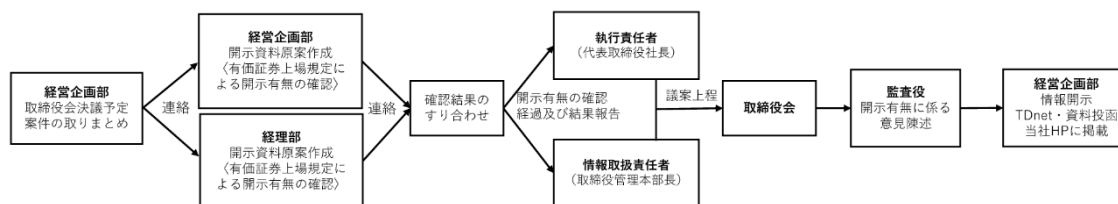
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

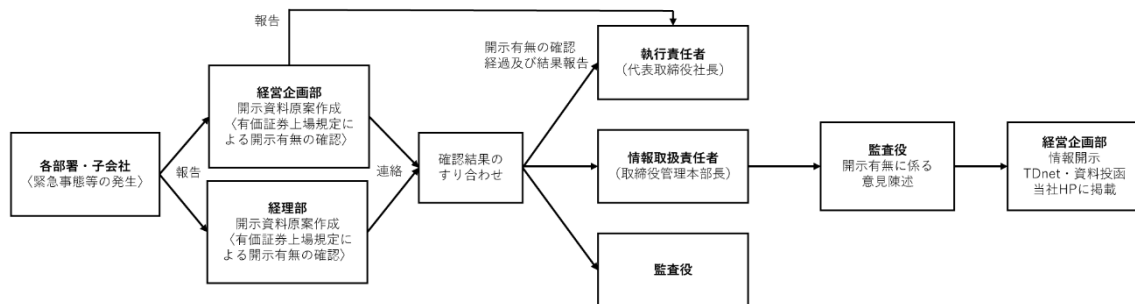
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは次のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】





以上